

入札条件

- 第1 この入札は、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）及び法令に定めるもののほか、この条件に定めるところによるものとする。
- 第2 入札保証金は、これを免除する。
- 第3 入札の方法は、持参入札とする。
- 第4 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
- 第5 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。
- 第6 代理入札の場合は、必ず入札前に委任状（様式第8号）を提出すること。
- 第7 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止めることがある。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- 第8 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回をすることができない。
- 第9 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- 第10 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- 第11 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。
- 第12 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- 第13 開札した場合において、予定価格以内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 第14 入札は再度入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、最終入札において有効な入札を行った競争加入者と交渉を行うことがある。